

被害者支援 ニュース



公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第39号

2022.12.27 発行

公益社団法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>
Twitter 公式アカウント @nnvs_org

■巻頭言……	フォーラム2022によせて	1
■特集……	フォーラム2022&令和4年度秋期全国研修会	2~11
	フォーラム2022報告	2
	基調講演「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」	2~3
	被害者の声「過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～」	4~5
	パネルディスカッション「誰もが支援につながるために必要なこと」	6~7
	表彰式	8~9
	秋期全国研修会(全体会)	10
	秋期全国研修会(分科会)	10
■お知らせ・編集後記		12

巻頭言 フォーラム2022によせて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
副理事長 ● 三輪 佳久



第1 はじめに——更に更に異例づくしのフォーラム

今までコロナ流行の下で、異例づくしのフォーラムが連続して開催されてきました。今年こそは会場に多くの犯罪被害者支援活動に理解ある団体の方々をお招きし、皆様で犯罪被害者支援について考え、理解する場を提供できるかと期待しておりましたが、残念ながら、コロナ流行のしぶとさに押し切られ、結局、対面とウェブ方式でのフォーラムとなり、会場(イイノホール)も、例年の満員に近い状況からはほど遠く、座席指定となりました。

第2 第1部

1 基調講演「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」

(1) 最初に行なわれた基調講演は、犯罪被害者支援活動に携わっておられる弁護士で、数々の犯罪被害者支援事件を担当し、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」の委員をされている上谷さくら弁護士による「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」という内容で行なわれました。

(2) まず最初に、性犯罪に関する刑法の規定(そもそも明治40年に公布されたものが現行刑法のルールです)について、最近改定されたものを具体的に、刑の下限の引上げ、非親告罪について、規定が性犯罪被害者にとってきびしいものであったのかを、例えば性犯罪は執行猶予判決がほとんどであった当時の法曹関係者、当職を含めた者達の考え方がいかに遅れたものかが痛感されました。

そして残された問題点として、現在法制審議会に諮問されている「暴行・脅迫要件の検討」「性行為同意年齢の引上げ」「公訴時効の見直し」についても言及されました。さらに諮問されなかった争点についても説明されました。

(3) このように、性犯罪に関する刑法の規定が大き

く転換している現状について、臨場感あふれる説明をされました。

最後に、性犯罪被害者支援に携わっている当事者の立場から、性犯罪被害者への根強い「強姦神話」等の偏見、犯罪被害者支援センターや性犯罪被害者支援弁護士の存在が知られていないことによる弊害とその克服について話され、それは社会意識の覚醒と犯罪被害者支援センター、私達に対するメッセージでありました。

第3 第2部

1 被害者の声「過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～」

この講演には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜りました。

(1) 登壇された被害者の方は、幼少時に性暴力被害を受け、その後の性犯罪被害者としての壮絶な日々について、「心を閉ざした日々」「とても苦しくて死にたかった頃」「被害から10年後の身体の悲鳴」として、想像を絶する苛酷な被害回復のための闘いを赤裸々に話されました。

会場の皆様からも、このような内容を話される勇氣に感動した等の多くの感想が寄せられました。

(2) そして、その後の回復への道のりとして「回復の小さなきっかけ」「話してくれてありがとう」「子どもの成長とともに人間に戻れた私」「被害者らしさを超えて」そして「最後に・・・被害から42年経った今、感じていること」と、理解ある夫と出会い、子供をさずかり、その成長とともに歩んでいると述べられました。

最後に犯罪被害者支援活動にエールを送って頂き、講演者のこれからの目標「被害者も加害者も傍観者も生まない社会になることを願い、当事者の声を届ける講演活動を全国に広げる」と述べられ、感謝と感動の1時間でした。

2 パネルディスカッション

「誰もが支援につながるために必要なこと」

- (1) 第1部の上谷弁護士の講演で刑法の性犯罪規定の改正が述べられましたが、全国の犯罪被害者支援センターでの相談業務で扱われる内容の5割以上が性犯罪関連という現在の状況です。そして、性犯罪被害者支援等を掲げる第4次犯罪被害者等基本計画がスタートしましたが、日本の47都道府県にくまなく存在している犯罪被害者支援活動を行なっている犯罪被害者支援センターや、性犯罪の相談電話の警察庁の「ハートさん」等の公的な相談体制が充実している現在の状況です。それにもかかわらず、子供から若年層の性犯罪、性暴力被害者が「相談をしなかった」「相談できなかった」「相談窓口を知っているが、アクションをおこせなかった」という人達が多いという現状から、

1. 「どうすれば支援につながるのか」

2. 「子供の年齢別の性犯罪・性暴力被害の特徴、その支援として求められるもの」

という2つのテーマを設定し、3人のパネリストによる1時間以上に及び、熱いディスカッションとなりました。

- (2) 3人のパネリストが話された内容は、実際の調査結果や犯罪被害者支援の場を通しての話で、迫力あるその内容は、最新の情報に基づく具体的なものでした。

若者に、SNSがいかに浸透しているか等の説明、例えば、性暴力被害の状況について、声に出して話すのは負担が大きいため、文字を打ってコミュニケーションできるSNS相談に利用しやすいさがある等に、参加者は刺激と驚きを受けていたようでした。

そして、そのSNSが性被害の入口になっていて、SNSに関する被害の多様さ、自撮り画像の送信やいわゆる「パパ活」等の被害の潜在化・多さ、さらにそれらに対応する相談や支援につながらない問題、という本企画のテーマについて色々と議論

論されました。

紙媒体に慣れ親しんだ「オジサン、オバサン」達は、ツールとしてのSNSは必要不可欠であることは認識できても、具体的にSNSを理解し操作し相談業務に役立てることには、ハードルがかなり高く、犯罪被害者支援センターで、SNSの相談に対応して、それを受ける準備、相談体制の整備ができていない犯罪被害者支援センターは、おそらく少数と思われ、相談体制の整備が今後の被害者支援センターの課題と認識することができたのではないのでしょうか。

- (3) また、小学生以下の子供の性被害では、自らつながる手段を持たない子供への支援には、保護者が要になるので、保護者のサポートが大切だという指摘がありました。

さらに、子供への性犯罪の広がり原因として、インターネット以前は、行動範囲に沿って加害者が現れたので、小学校までは、行動範囲が限られていたのが、インターネットが広がってからは、年齢は全く関係なくなってしまう、若年層の被害者増加が懸念されるという指摘もありました。

- (4) パネリストが問題提起した、SNS相談とこれからの支援活動のあり方について、私達は、それはこれからの課題であり、支援の方法も時代によって変えていく必要があり、相談を受ける例や相談体制の準備と整備が必要ながよくわかったという感想が寄せられていました。

以上の通り、1時間15分という時間があっという間にたってしまったという、大変熱い充実したパネルディスカッションでした。

最後になりましたが、本フォーラムに参加された皆様及びウェブ方式で視聴された方々が、本フォーラムから犯罪被害者支援の重要性、必要性を再認識され、これからの犯罪被害者支援活動が一層充実されることを衷心より願っております。

参加者の皆様どうもありがとうございました。

特集

全国犯罪被害者支援フォーラム2022 報告



秋篠宮皇嗣同妃両殿下

者の声講演を御聴講されました。当日は、ホール内参加者及び YouTube 限定配信視聴者約550名の方にご参加をいただきました。

全国被害者支援ネットワークは、「全国犯罪被害者支援フォーラム2022」(日本被害者学会・犯罪被害救援基金・警察庁共催)を10月14日(金)に開催しました。27回目を迎えた今回は「今、性犯罪被害者支援に求められるもの」をテーマとし、弁護士による基調講演、性犯罪被害当事者の方のご講演、どうすれば支援に繋がるかを議論したパネルディスカッションの内容で実施しました。本フォーラムは秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜り、両殿下におかれましては被害



椎橋理事長による開会挨拶

「今、性犯罪被害者支援に求められるもの」

日 時：2022年10月14日(金) 13:00～17:10

会 場：イイノホール

主 催：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 日本被害者学会
公益財団法人犯罪被害救援基金 警察庁後 援：総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府男女共同参画局
公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会 一般財団法人ひまわり基金
公益財団法人日工組社会安全研究財団 日本司法支援センター(法テラス)
一般社団法人日本臨床心理士会
(フォーラム及び研修会は一般財団法人ひまわり基金の助成事業により一部を執行しています)椎橋理事長
(ネットワーク)黒澤専務理事
(犯救基金)

プログラム

開会挨拶	全国被害者支援ネットワーク理事長 椎橋隆幸
来賓挨拶	国家公安委員会委員長 谷 公一 日本弁護士連合会副会長 下中奈美 氏
基調講演	性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか 弁護士 上谷さくら 氏
被害者の声	過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～ 性暴力サバイバー 工藤千恵 氏
パネル ディスカッション	誰もが支援につながるために必要なこと コーディネーター兼パネリスト 追手門学院大学准教授 櫻井 鼓 氏 パネリスト ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員 林 貴子 氏 パネリスト 社会的包摂サポートセンター事務局長 遠藤智子 氏
閉会挨拶	犯罪被害救援基金専務理事 黒澤正和

基調講演

性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか

講演者：弁護士(第一東京弁護士会・犯罪被害者に関する委員会委員) 上谷さくら氏

きょうは「被害回復のために法や現場はどうあるべきか」というテーマでお話させていただきます。

2017年(平成29)に刑法の性犯罪に関する規定が初めて大幅改正されました。刑法は1907年(明治40)に制定された古い法律です。改正されたのは大きくは三つ。強姦罪が強制性交等罪に変わり、親告罪が非親告罪となり、監護者の罪が創設されました。

強姦罪は膣性交だけでしたが、実行行為に口腔性交と肛門性交が加わり3類型になりました。幼い場合、口腔性交の被害ですが、これまでは強制わいせつ罪にしかならなかった。刑は非常に軽く、ほぼ執行猶予が付くという理不尽な状況だったのが改善されました。置き去りにされていた男性や性的マイノリティの方も被害回復できる筋道が立ったと思います。

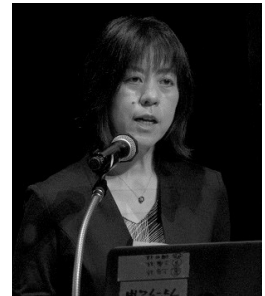
刑の下限が懲役5年に引き上げになりました。よほどの事情がないと執行猶予は付かず、基本的には刑務所に行く。被害者の方も安心できます。

親告罪が非親告罪となったことで告訴が不要になりました。親告罪では告訴がないと起訴できません。事件にしてほしくない方の気持ちに配慮してのことです。ただ、警察まで相談に行くのは処罰を求めている場合が大半で、ほとんどが親告罪ということを知らずに警察に行くわけです。だから、告訴しないと事件にできないと

言われると非常にショックを受け、警察や司法への不信感につながっていました。告訴が不要になり、その点は解消されました。一方で事件にしない被害者もいます。非親告罪になっても、検察官が被害者の意思を無視して勝手に起訴するということも行われていません。

新しくできた監護者の罪は、18歳未満の者に監護者であることの影響力に乗じて性交などをする犯罪です。暴行・脅迫がなくても、性的行為やわいせつ行為、性交があれば起訴できるようになりました。13歳から17歳の子に、例えば父親による性行為の際に暴力や脅迫があったか質問され、「そこまではなかったけど、言いなりになるしかなかった」と話すことが、どれだけ過酷だったことか。

110年ぶりの大幅な改正で、いろんな積み残しがあります。急に変えることへのアレルギーや国民感覚が付いてくるかという問題もあります。そこで、改正の際に3年後に見直し作業をするという付帯決議が付きまして。見直しに向け性被害の実態調査や刑法改正のための検討会が行われ、法制審議会では昨年10月から議論され



上谷さくら氏

ています。来年3月を目途に何とかまとめるのではと言われています。

法制審議会での議論というのは、強制わいせつや強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、それから準強制わいせつ、準強制性交等罪の心神喪失や抗拒不能の要件をどうするか、です。強制わいせつや強制性交等の性的同意年齢の引き上げも議論されています。性的行為に同意する能力があると見なされる年齢のことで、日本は13歳です。つい最近までランドセルを背負っていた子どもたちに性的同意の能力があるのか普通に考えて疑問ですけど、あるという人たちは結構いる。けれども、日本は世界的に見てもあまりにも低いこともあって、16歳を軸に検討されています。

地位関係性を利用した行為の新設も議論されています。先ほどの監護者以外にも、加害者が被害者に一定の影響力を有する場合、地位の優劣関係を利用した性行為に新たな罪を創設するべきかという問題です。例えば学生ではスポーツの監督と選手とか、大人になれば上司と部下、お得意様やお客さんとかの関係で、抵抗しなかったために犯罪にならず泣き寝入りするケースがかなりあります。ただ、どう条文に落とし込むのか、かなり難しい問題です。

強制わいせつ罪の見直しでは、指や器具の挿入も被害者にとっては強制性交等罪と同等の法益侵害があり、体を侵襲されるという観点から議論されています。さらに配偶者間で強制性交等罪などが成立することの明確化です。現行法でも配偶者間でレイプは成立しますが、あまり理解されていない。配偶者間であっても強制的な、暴力的な性被害を許さないという意味で条文への明記が検討されています。そしてグルーミング行為の新設。グルーミングとは手なずけという意味です。ここ数年、SNSなどによるグルーミングで子どもへの性的接触や搾取が増えています。そこで、一定の年齢未満の者への性的行為を目的としたグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきではないかという議論です。

次は手続法で、公訴時効の見直しです。現在、強制わいせつの時効は7年、強制性交等罪は10年です。性被害では訴えようと決意するのに長い時間がかかります。特に年少者の被害は、成長してからではほぼ時効になってしまう。こういった性被害の特殊性を考慮して、公訴

時効を撤廃か延長すべきではという議論が前向きに進んでいるようです。また、主に子どもが被害に遭った場合に、1回だけ事情を聞いて録音録画することも考えられています。何回も聞く

事による二次被害を避けるという趣旨です。盗撮に対する処罰と画像などを確実に剥奪できないかとの問題意識でも議論されています。スマートフォンの普及で盗撮は飛躍的に増え、画像がネットで売買されていますが、被害に気づいた時には大変ことになっています。条例ではなく、刑法で一律に処罰することが前向きに議論されています。性的画像を没収、消去できる法律も作ろうとされています。

実は法制審から落ちた論点があります。家庭内で子どもの被害が長期的に続くことがあります。日にちが特定なされない限り立件できない。どうにかならないかという問題ですが、法律的な壁が高い。特定しないと加害者の側は防御できないということ。壁がクリアできずに見送られましたが、問題を放置していいとは思っていません。それから、被害者の性的な経験や傾向に関する証拠を裁判に出すことを原則禁止するべきか。弁護士や検察官による言葉で被害者は傷つき、突き刺さった言葉はもう取れない。法制化は難しいけれど、こういう議論もされるようになり進歩かなと思っています。

次に被害者支援センターとの連携についてですが、被害回復には不可欠です。私が被害者支援をする時、被害者の心理にフォローが付いてないと恐ろしくてできない。傷ついてしまったら意味がないので、必ず支援センターと相談をします。支援センターに巡り合えたかどうかで、その後の被害回復が全然違います。どこで被害に遭っても等しく充実した支援が受けられるように全国で統一した研修を受け、支援の内容を可視化していくシステム作りをしないと、被害者の回復にはならないと思っています。

性犯罪被害者に対する根強い偏見があります。派手な格好をしていたから被害に遭うのだというような偏見が蔓延して、被害者も自分が悪かったのではと思ってしまいます。早い時期からの性教育の充実が不可欠だと思っています。教育、報道、研修などによる国民意識の向上、そして弁護士、検察官、裁判所の法曹三者、医療従事者の意識改革が必要です。

きょうは課題をたくさん述べましたが、課題があるということは改善の余地があるということです。私はいろんな関係機関とかかわって、変わりつつあると思います。いろいろと問題点があることを知ったうえで、性犯罪被害者が被害回復できるために、私たちはこれからも努力していこうと思っています。



被害者の声

過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～

性暴力サバイバー、大分県男女共同参画審議会委員 工藤千恵氏

初めまして、性暴力サバイバーの工藤千恵と申します。きょうは私が経験した被害のことや、その後の回復の道のりなどをお話したいと思います。

もうすぐ11月12日ですが、私は毎年この日に特注のケーキを買います。実は、私が被害に遭った日です。どうしたって、その日は必ずやって来ます。だとしたら自分から待ち構えてしまいたい。そう思って回復してきた自分を祝う、二つ目の誕生日にしようと決めました。ケーキの上に「Happy Re Birthday」と書いてもらうのが、お決まりです。「Re Birthday」には再生・復活・再誕の日という意味合いがあります。

あの日から42年がたちました。8歳の時、塾の帰りでした。一人で歩いていると見知らぬ男に手首をつかまれ「声を出したら殺すぞ」と言われました。「助けて」と声を出そうにも出ず、ビニールハウスのすき間に押し倒されました。ただただ怖かったです。

通りかかった人が通報してくれ保護されました。私は泣くこともなく茫然としていました。警察で私だけ殺風景な部屋に通され男性警察官にたくさん質問されました。今受けたばかりことを話すのはつらくて、まるで責められているように感じたのを覚えています。

両親と家に帰って、やっと母に言えたのは「私、汚れてしまった」でした。母がお風呂で「きれいになるからね」と優しく洗ってくれました。うれしかった記憶ですが、そうしてもらったことで、やっぱり私は汚れたんだと思いました。

翌朝の新聞に小さな記事で載りました。「A子ちゃん8歳」というふうに出ました。母に言われて学校に登校しましたが、教室に入ると質問攻めに遭いました。「知らない、私じゃない」と言うしかできずに、その日から心を閉ざしました。学校では今まで通りにしましたが、また聞かれるかもしれないとビクビクして、どうしたら目立たないか、そんなことばかり考える毎日でした。

家では温厚な父が大声で怒鳴るようになり、ショックでした。なので、いつまでも落ち込んじゃいけない、何事もないように振る舞おう。心も体も感覚をなくしていききました。

中学生になって、みんなもあのことは忘れているだろうと、前向きに学校生活を送っていました。そんな中、2年生の時に友達とおしゃべりをしていて「小学3年生の時に事件あったよね」と突然聞かれました。目の前が真っ白になって、音を立てて何かが崩れるような気がしました。私は一生、被害者のレッテルを貼ったまま生きるしかないのかと思いました。やり切れずに非行に走りしました。お酒を飲んだり、高校生のバイクに乗せてもら

って事故で死ねたらと思ったりました。3年生になると体が女性らしく変化してくる。きっとまた被害に遭う、自分のいやらしい体のせいだというふうに感じました。スカートをはかず、赤やピンク、花柄、レースは嫌い。胸をつぶしたくてサランを巻いたりもしました。

高校でも部活で青春らしい時間を過ごすとか、勉強に集中するとかもできませんでした。

高校卒業後、人生をリセットさせたくて東京に進学しました。うまくいくと思ったんですが、体が悲鳴を上げ始めました。体重が10キロ減り、あばら骨が出て痛くて寝返りができないほどに痩せ、生理も止まりました。18歳の時に初めて病院に行きました。体調不良が被害とつながっているとは思わず、ホルモン注射とかの治療を受けましたが、副作用で肌がボロボロになりました。子宮の病気になって、子どもは産めないかもしれないと宣告をされ、自分の人生が終わったようにも感じました。

そんな中でも進学した学校で映画に出会ったのが、私にはとても大きなことでした。週に5本は映画を見る生活で、映画の登場人物をとおして感情の疑似体験ができるのが新鮮でした。自分の中に感情があることを思い出し、生きている感覚になった。映画は回復へ向けての一つのツールだったのかなと思います。

もう一つ回復のきっかけは交通事故。20歳の時に横断歩道で車にはねられ、奇跡的に助かりました。こんなことが起こっても私は死なない。ずっと死にたいと思っていたけれど、死ぬことを前向きに諦めた自分がいました。

何か吹っ切れた気がして、仮面をかぶって自分を押し殺してきたのが、バカみたいと思ったんですね。好きなことをしたいと、旅に出たり、おいしいものを食べたり、自分のために生きることができるようになりました。

21歳の頃、高校の同級生だった今の夫と再会してお付き合いが始まりました。それまでは男性とのお付き合いや結婚なんて無理だと諦めていました。性暴力の被害を初めて話した相手も彼でした。一緒にいる時にフラッシュバックが起き過呼吸になり涙が止まらなくなった時でした。彼は少し驚いた様子でしたが、「大丈夫」と言って体を優しくさすってくれました。汚れ物のように扱われなかったことがうれしかった。否定されず受け入れてもらった初めての経験で、自分を自分が認めて受け入れるきっかけにもなったように思います。

回復の道を歩み始めたんですが、スムーズにいかない



工藤千恵氏

のも現実です。買い物依存症、アルコール依存症、性依存症で自分を見失いました。今では回復過程でさまざまな依存症になることもあと知っていますが、当時は情報がなかったのです。

もう一つ、私を苦しめたのは幸せへの恐怖です。少しでもいいことが続くと、幸せになれるはずがない、この幸せもきっとなくなってしまうと感じ、自分から壊していました。

25歳で結婚しました。生活は大きく変わりましたが、依存症は完治したわけではなく、衝動を抑え込もうとして反動が出て、家事もこなせない新婚生活でした。そんな中、奇跡的に子どもを授かり、子どもの世話をすることで人間らしい生活を送れるようになりました。

子どもの手が少し離れたかなと思い始めた頃、娘が8歳になりました。すると、8歳、8歳という年齢が私の中をグルグル回り始め、事件を思い出して落ち着かなくなりました。娘も被害に遭うかもしれないと不安が膨らみ、学校から帰宅が遅くなるとパニックになる。過呼吸で病院に運ばれることもあり、気持ちも体も疲れ果ててしまいました。でも、本当に不安だったのは夫や娘の事です。そう気づいた時に8歳の娘に自分の被害のことを話したら「理由がわかってほっとした」と言ってくれました。私の症状も落ち着いてきました。

40歳を迎えて大きな転機がありました。客観的に過去にも向き合えるようになり、自分と同じような当事者に会ってみたいと、ネットの検索で団体を見つけ大切な仲間に出会いました。過去を振り返りながらも明るく共感し合える時間は私の心を溶かしていきました。地元で犯罪被害者支援ボランティアの研修を受けたところ、支援センターの方に声をかけていただき、2014年春に人前で初めて被害経験を語りました。間もなく地元の新聞社から取材依頼があり、記事が大きく載りました。以来、全国を講演に歩いています。性暴力は別世界の出来事ではないと感じてもらうために実名で活動をしています。

ただ、赤いワンピースを着て講演に行くと会場に戸惑いが広がるのを感じます。「被害者は被害者らしく」と

いう偏見があるのだと思います。「かわいそうな人」のレッテルを貼られ、社会が思う被害者像を求められ過ぎると、笑ってはいけない、幸せになってはいけないと思い込んでしまいます。偏見が被害者の生きづらさを生んでいることを知ってほしい。

今は表面的には何事もなかったように過ごせています。ただ、後遺症が何もないのかというと、実はそうではありません。突然、涙が止まらなくなり、男性の大きな声でパニックになりそうな時もあります。完全に元に戻れないのも残念ながら現実です。乗り越えたものはたくさんありますが、苦しみがゼロになることもない。だからといって、人生は終わりじゃないと思っています。何の問題もない私になることは難しいですが、症状と付き合って幸せに生きることはできる。そのことを私の生き方で証明できたらと思っています。

サバイバーさんには「生きる力・回復する力・幸せになる力」があって、トラウマや苦しみを持ったままでも心から笑える日を迎えることができる。回復の先には光があるんだと伝えていきたいなと思っています。過去は変えられないけれど、未来はきっと一つではないし、変えていける。性暴力の被害者も加害者も傍観者も生まれない社会になるように、一緒に考えてもらえたらと思っています。



パネルディスカッション

誰もが支援につながるために必要なこと

コーディネーター兼パネリスト：櫻井 鼓氏 追手門学院大学准教授／横浜思春期問題研究所

パネリスト：林 貴子氏 ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員

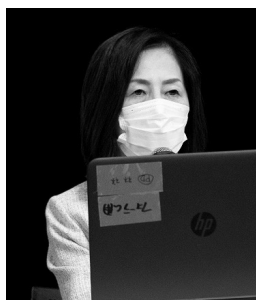
遠藤智子氏 社会的包摂サポートセンター事務局長

昨年、第4次犯罪被害者等基本計画がスタートし、性犯罪被害者の支援としてさまざまな施策が展開され、公的な相談窓口の充実も図られています。しかし、「だれにも相談しなかった」「相談できなかった」という声も聞かれるといいます。

パネルディスカッションでコーディネーター役を務める追手門学院大学准教授の櫻井鼓氏は、性犯罪被害の特徴に自責感の強さ、知り合いであった場合の訴えにくさ、被害を被害と認識できないことを挙げ、これらの要因が「支援につながることを困難にしている可能性があ



櫻井 鼓氏



林 貴子氏



遠藤智子氏

る」と指摘しました。

そこで、今回は性犯罪・性暴力被害について「誰もが支援につながるために必要なこと」をテーマに、支援に携わる3人の方が性被害の実態や相談現場の課題を出し合い、どうすればつながる支援になるのか議論しました。

社会的包摂サポートセンター事務局長の遠藤智子氏は、被害を訴えられない理由として被害者と加害者の上下関係や、増えている性行為の撮影、性教育の貧弱さを指摘し、加えて「自己決定」という思い込みを問題にしました。インターネットでの性的動画販売や、性行為につながる少女たちの「パパ活」、家出少女のツイートは果たして「自己決定で、被害でも何でもないのであろうか」と問いかけ、実はそこにあるのは経済的困窮を背景にした「性的搾取であり虐待であろうと思っています」と訴えました。社会が選択肢を狭め、自己決定で納得させられている

ことが被害相談につながらなくしているといいます。

性被害は女性だけではなく、ぎふ犯罪被害者支援センター相談員の林貴子氏によると、8年前から始めたワンストップ相談では約1割が男性被害者本人からです。この中には身体の性は男性で、性的指向や性自認で悩みを訴える性的マイノリティが含まれており、相談につながらない現状はより深刻と指摘します。ワンストップのSNS(交流サイト)相談には「恥ずかしいことは言えない」などと書き込まれ、性被害を口に出せずにいる実情がうかがえるといいます。

ネットを介した子どもの性被害について、櫻井氏が調査データを示しました。驚くのは、自画撮り送信や身体的接触を伴う性被害はクラスに1人はいるという結果です。自画撮り送信した子どもの2割以上が身体的性被害を経験します。送信先はネット上の知り合いが最も多く、女子の相手は6割が成人です。強要・脅迫は思ったほど多くなく、女子では優しく何度も言われて応じているといいます。

櫻井氏は、ネットで被害に遭う子どもたちは「孤独感を抱えている」と指摘します。孤

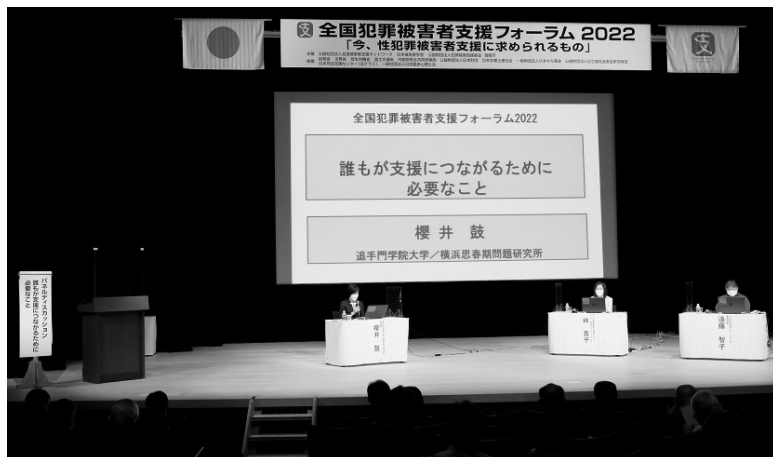
独な気持ちに付け込んで手なすけるのを「グルーミング」と呼び、こうしたことを防ぐ必要を強調しました。自画撮り送信後に男女とも1、2割がトラブルに遭い精神的不調になりますが、多くは相談などしていません。ただ、少数であっても「友人知人に相談した」とのが回答にあることから、友達がトラブルに遭った時の対応をSNSに入れておけば支援につながるのではと提起しました。

遠藤氏が関わるSNS相談は昨年度で約5千件に上るといいます。困った時にどうするかアンケートで問うと、若者層ではほとんどがネットと答えており、SNSの文字を使ったコミュニケーションでないと相談しにくい。SNSのいいところは、今起きていることを相談できることで、暴力を受けているのを隣室から相談、短時間にメッセージを送れる。「早期の介入は早期のケアにつながる。SNS相談はとにかくやっていただきたい」と呼び掛けました。

林氏の支援センターでも、電話や面接などを含めた相談全体を見ると10代の件数は少ないのに、SNS相談に限れば19歳までが6割余り、15歳以下では8割超が利用していました。「10代の人たちはSNSでのチャット相談を選んでいる」と林氏は手応えを感じています。ただ、打ち明けやすい相談ツールでも相談から面接やその後の支援につながるかという問題はあるといいます。深刻な相談であってもSNS相談だけで終わる。それでも面接や医療支援につながるケースもあったことに林氏は目を向けています。

一方で、相談を受ける側の問題や悩みも話し合われました。遠藤氏は、若者層とつながり続けるのは「すごく難しい」と打ち明けました。価値観が違いすぎ、虐待や抑圧など厳しい体験がほとんど。「受け止める度量の広さがつながり続けることにかかわってくる」といいます。相談が上手でもパソコン操作は不得手というものもある。相談を受ける者と文字を打つ担当の2人1組で相談するのがいいと推奨しました。

林氏の支援センターでも、支援員はSNSに不慣れな中で模索しながら対応しているといいます。SNS相談の可能性から、若い世代に向けてネット広告を発信して



いることも付け加えました。

議論は子どもの年齢に伴う被害の特徴や支援のあり方に広がりました。

櫻井氏は、子どもはそもそも相談に来ないし、支援の場に現れにくいと指摘します。事実を認めたくないほどに苦痛を抱えており、話したくないというのは自然なこと。自分が悪いと思い込み、被害を被害と認識するのが難しいというもある。そこで、子どもを見守る人に目を向ける必要があるのでは、と提起しました。実際に、子どもに向き合う学校の教員に自発的に学んでもらう場を設け、教員たちの悩みを受け止め支援しているといいます。

林氏からは、小学生以下の子どもたちの性被害では保護者へのサポートが大切との発言がありました。警察や裁判所などの司法過程で、保護者が驚き、戸惑い、混乱するのを相談員はフォローアップする。子どもへの接し方に不安を抱く保護者に、話を聞いたり助言したりして、親子関係を守る。小さな子どもの被害は「つながってからも見守る」という時間をかけた支援が求められる」と林氏はいいます。保護者に同行して学校に配慮を求めたりもする。医療や教育、人権、福祉、子育て、ジェンダーなど多くの領域で、それぞれ支援する側のつながりがこれから大切になっていくとしました。

遠藤氏は、ネットの普及で加害者側の年齢が広がってしまったと指摘します。ネット相談では受ける側の人の姿が見えず、相談に対する負のイメージも流されている。今、遠藤氏らがネットで取り組んでいるのは、若者向け

の相談所があることを伝え、安全な場所を提供できるという宣伝です。しかし、「ネットでつながるだけでは本当の安全にならない」と話し、リアルな支援につながるものがセットでなければいけないといいます。「ゆい所」でニーズを拾って相談につなげる、そういう場所が必要と強調しました。

遠藤氏の発言を受け、櫻井氏から実際にどう支援につなげるのか、その工夫が問いかけられました。遠藤氏は、若年層に相談に来てもらいたかったら若い相談員を充てる。ニーズの把握には当事者性が大事で、後ろにベテランの相談員を置くことをすすめました。

林氏は、行政や病院などで被害者と接する人たちに支援センターを知ってもらい、相談につながるようにしているといいます。遠藤氏は、「粒より」の支援者を地域でネットワークして、案件が出ればすぐに集まれるようになる必要がある、と提案しました。

それぞれ連携の必要性が指摘されました。ただ、広報するだけでは流されてしまう。認知してもらうにはどうしたらよいのかも問われました。そこで必要なのは「共感」を得る仕組み作りではないか。3氏の話は共通していました。

パネルディスカッションでさまざまな問題が示されましたが、櫻井氏は対話を続けていくことで問題が問題でなくなるといいます。問題を書き換えるプロセスが必要で、そのために「私たちの日々の対話が鍵になる」と指摘して討論を締めくくりました。

犯罪被害者支援功労者表彰

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者支援表彰制度を創設し、毎年開催する全国犯罪被害者支援フォーラムの場で、支援活動に尽力しておられる支援活動員と団体を称揚するとともに、支援活動に協力をいただいている方々に感謝状を贈呈しています。この表彰制度による11回目の表彰式となった今回のフォーラムでは、以下の方々に表彰状と感謝状の贈呈が行なわれました。

特別栄誉章、功労団体表彰は、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による表彰です。

※本年度は栄誉章の表彰式は令和4年度秋期全国研修会全体会にて行いました。

特別栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、顕著な功労があった3名の犯罪被害相談員に警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による特別栄誉章が贈呈されました。



- 秋田被害者支援センター
- 神奈川被害者支援センター
- 広島被害者支援センター

佐藤 薫子さん
山口 悦子さん
村井 裕美さん



佐藤さん 山口さん 村井さん

栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった13名の犯罪被害相談員に全国被害者支援ネットワーク理事長から栄誉章が贈呈されました。

❖北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

北海道被害者相談室

❖あおり被害者支援センター

❖いわて被害者支援センター

❖いわて被害者支援センター

❖みやぎ被害者支援センター

❖被害者支援都民センター

❖被害者支援都民センター

❖神奈川被害者支援センター

❖にいがた被害者支援センター

❖ぎふ犯罪被害者支援センター

❖ぎふ犯罪被害者支援センター

❖大阪被害者支援アドボカシーセンター

❖広島被害者支援センター

渡辺 謡子さん

津川 しずかさん

岡村 房子さん

泉山 眞左子さん

松田 節子さん

佐藤 真奈美さん

鶴田 信子さん

寺田 富雄さん

中曽根えり子さん

市川 明子さん

寺倉 政子さん

濱口 照美さん

池田 ゆみさん



寺田さん 市川さん 寺倉さん 椎橋理事長 濱口さん 池田さん



鶴田さん 佐藤さん 渡辺さん 椎橋理事長 岡村さん 泉山さん

犯罪被害者支援 功労団体表彰

早期援助団体として多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった3団体に、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による功労団体表彰が贈呈されました。



❖公益社団法人あおり被害者支援センター

❖公益社団法人とやま被害者支援センター

❖公益社団法人被害者サポートセンターあいち



あおり

とやま

あいち

感謝状贈呈

全国被害者支援ネットワーク、またはセンターの犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力、支援をいただいている3名の方と3企業様に全国被害者支援ネットワーク理事長から感謝状が贈呈されました。



❖埼玉県川越市

❖東京都千代田区

❖長野県上田市

❖滋賀県大津市

❖奈良県天理市

❖東京都千代田区

武州瓦斯株式会社さん

角田 実さん

日置 勇二さん

高奥 成人さん

株式会社大和農園ホールディングスさん

株式会社たいよう共済さん



武州瓦斯(株)さん

角田さん

高奥さん

令和4年度 秋期全国研修会



全体会

全国被害者支援ネットワーク専務理事 奥山 栄一

秋期全国研修会は、令和4年10月15日(土)、16日(日)の2日間、東京都港区の機械振興会館において開催いたしました。

昨年は新型コロナウイルスの流行状況を鑑み、研修プログラムを一部縮小し、全ての研修をオンライン方式により開催しました。本年は新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、第1日目の分科会は参加定員を縮小し、さらに一部の研修では対面とオンラインを併用したハイブリッド方式により研修

を行いました。2日目の全体会は、ハイブリッド方式(参加定員を約50%)により研修を行い、分科会及び全体会の参加者は271名、77%という高い出席率での研修となりました。

ご参加いただいた関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

10/16(日) 全体会

全体会は、齋藤梓氏(目白大学心理学部心理カウンセリング学科准教授、犯罪被害者相談員・公認心理師、臨床心理士、被害者支援都民センター)と被害当事者の方による「子どもの性暴力被害の現状と回復への道のり」と題して、①子どもが性暴力被害に遭うということ、その現状②子どもへの支援、その後について対談方式によりご講演をいただきました。

お二人には心から感謝を申し上げます。

続いて、本年から全国犯罪被害者支援フォーラムにおける表彰の一部が秋期全国研修会の全体会に移行され、椎橋理事長より栄誉章を13名に贈呈されました。

最後に、NNVS 認定コーディネーターの認定式が行われ、被害者サポートセンターおかやまの片山文氏に認定証が椎橋理事長より授与されました。

今後のご活躍を期待いたします。

10/15(土) 分科会

研修	参加者	演 題	概 要
I -1 対面	14	被害者支援への社会福祉的知識の活用	生活支援において、社会福祉のハード面とソフト面を把握し、被害者のニーズに対応するにはどのようなことがポイントになるか。また、近年ソーシャルワークにおいて注目されている概念、「エンパワメント」等が被害者支援においてどのように活用できるか考える。
I -2 対面	16	被害者支援におけるグリーフケア	グリーフケアの基本的な視点を振り返りながら、参加者の実践について共有し、今後できる工夫を検討。
I -3 対面	22	SNS 犯罪の現状と支援について	講師が代表を務めるボンドプロジェクトには連日女性たちから「死にたい」と訴える電話やLINE、メールがあとを絶たない。生きづらさを抱える女性たちに寄り添い、求められる支援の在り方について考える。
I -4 対面・ ワライ	51	被害にあった子どもへの支援・保護者への支援	犯罪被害に遭遇し、心身の調子を崩してしまう子どもと家族の状態をトラウマの観点から概観し、心のケアを行う際に、支援をどのように展開していくかについて考える。
I -5 対面・ ワライ	35	障がい児者に対する性犯罪と被害者支援	日本では、障がい児者の性暴力を経験するリスクは健常者の3倍という調査結果である。障がいの有無に関わらず、性犯罪被害者として対応するためにできることを考える。
I -6 対面・ ワライ	54	司法面接の視点をふまえた被害者支援	司法面接の事実調査面接の視点・方法を踏まえ、被面接者からできるだけ負担なく、正確な情報を得るための留意点について学ぶ。
I・II -7 対面	16	心理的支援専門職実務研修(1)(2)	相談員から情報提供を受けた上での初回面接、アセスメント、心理教育について学ぶ。
II -1 対面	14	被害者電話相談の基本	電話相談の特殊性を十分理解して対応するための基本及び対応困難例、架空事例を用いたグループ討議、ロールプレイにより学ぶ。

Ⅱ-2 対面	16	相談技術(面接)	面接相談は、被害者等に対してより具体的で本格的な支援プログラムのスタートとなる。面接相談の進め方や留意点、具体的対応をグループ討議やロールプレイを交え理解を深める。
Ⅱ-3 対面	9	直接支援の実際	付添支援を行う際の心構えや留意点を再確認し、さらに裁判所への付き添いについてロールプレイにより個々の場面の対応や留意点について検討する。
Ⅱ-4 対面・オンライン	41	外国人被害者への支援における現状と課題	多言語通訳者を対象に被害者支援への理解がある通訳者の育成のため、被害者支援の基礎知識を学ぶ。
Ⅱ-5 対面	22	障がい児者に対する性犯罪と被害者支援	障がい児者、また、精神的な障がいの方への支援の留意点や対応について学ぶ。
Ⅱ-6 対面	33	関係機関との連携～刑事手続における検察庁との連携～	検察庁と連携した事例を通して、問題点や課題等、被害者を支援する際の留意点について学ぶ。

研修会アンケート(抜粋)

※たくさんの参加者の皆様にご協力いただきました。
ありがとうございました。

Ⅰ-1 被害者支援への社会福祉的知識の活用

- 社会福祉の観点からの切り口をとて平易な言葉で学ぶことが出来、ありがたかったです。エンパワメントやレジリエンスストレングスなどの言葉について改めて講義を受けられたこと、とても有意義でした。

Ⅰ-2 被害者支援におけるグリーフケア

- グリーフケアについて専門的な話が聞け、グループディスカッションにより、連携が図れて良かった。

Ⅰ-3 SNS 犯罪の現状と支援について

- 若年女性支援の第一線で活躍されている橘さんのお話が聴けてとてもよかった。自センターでは電話とメールのみの相談受付で間口が狭いのではないかと常々感じている。

Ⅰ-4 被害にあった子どもへの支援・保護者への支援

- 子どもの支援についての話と、聞いたことが保護者の支援については初めてだった。養育者の支援は難しく、理解したり、一緒に支援していくことが難しく感じた。養育者の状況を理解できた。

Ⅰ-5 障がい児者に対する性犯罪と被害者支援

- 障害者は日常生活、社会生活に制限があり、育てきた過程でできた特性を知っておく必要あり、暴力を受けても弱い立場で口に出せない、権力を振りかざされる、障害者の困っていることを推測できることが必要だと思いました。

Ⅰ-6 司法面接の視点をふまえた被害者支援

- とても知りたい内容のつまった講義でした。また、面接経験もほとんどない私にもわかりやすいような説明を具体例をまじえて話されていたので良かったです。

Ⅰ-7・Ⅱ-7 心理的支援専門職実務研修

- PTSDについて詳しく説明していただき、理解が深まりました。初期介入におけるポイントをおさらいすることが出来たことで、改めて、今後もていねいに被害者の方に説明していこうと思いました。

Ⅱ-1 被害者電話相談の基本

- 電話相談の基本(困難例を含む) ロールプレイでは他センターの方とよい交流ができました。少し方法がわかり勉強になりました。

Ⅱ-2 相談技術(面接)

- 事例に沿って役割を分担してロールプレイをすることにより、それぞれの立場の気持ち、難しいことなど、実感することができた。

Ⅱ-3 直接的支援の実際

- ロールプレイによる学びは、大変参考になりました。各支援センターや、県による違いを知ることができ、全国研修のメリットかと思いました。

Ⅱ-4 外国人被害者への支援における現状と課題 (通訳者のための基礎講座)

- 被害者の心情やおかれた状況などが分かり、大変勉強になりました。また、心理的な変化も解説していただきましたので、今後の業務の中でも大変参考になります。

Ⅱ-5 障がい児者への被害者支援の実際

- グループセッションがすごく良かったです。様々な意見があるが、皆の気持ちが被害者支援に向いていることが再確認出来て良かったです。

Ⅱ-6 関係機関との連携

- 各担当者が共通認識をもって熱い気持ちをもって寄り添っていければと思います。色々な方の意見をワークで聞かせていただいたので自県に持ち帰り参考としたい。

全体会

- 被害当事者の方の体験やその時、その時の気持ちをお話し下さり感謝申し上げたい。子ども達が相談できる環境を整える事に力を尽くして行きたいし、最後の支援員へ向けられたお言葉を忘れずに相談を受けていきたいと思った。

藍綬褒章 受章についてのお知らせ

秋の褒章において、齋藤律子さん(秋田)、木村弘子さん(大阪)が藍綬褒章を受章されました。栄えあるご受章を心からお祝い申し上げますとともに、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



齋藤律子さん



木村弘子さん

衆議院議員会館で「ホンデリング」を実施

12月20日に衆議院議員会館で、たくさんの国会議員の方のご協力のもと古本で寄付をいただくホンデリングを実施しました。この活動は、泉健太議員をはじめ、超党派5名の方が呼びかけ人となって毎年行っているものです。



どうしよう?とおもったら「いやだな」をかいけつする本

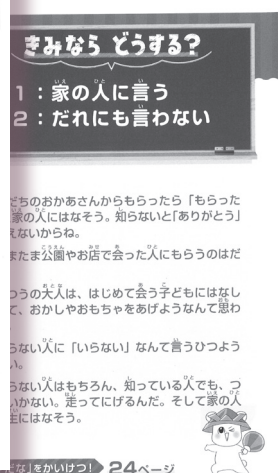
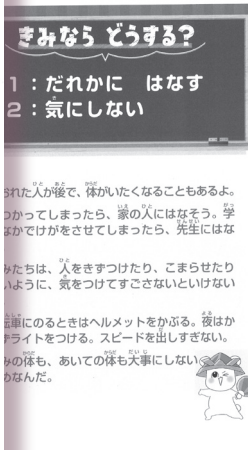
全国被害者支援ネットワークは、2022年度広報啓発事業として、小学生を主な対象とした「どうしよう?とおもったら「いやだな」をかいけつする本」を発行しました。日常生活を送るなかで、アクシデントが起こった時、自分ひとりで解決しようとするのではなく、自身の「いやだな」とか「困った」と感じた事を、他者に話すことで、自身が安全で安心な生活を送ること、また、他者に対して心と

体を大切に無事に過ごすことに心を寄せることについて知ってもらうために作成しました。マンガと選択肢をくみあわせて構成し、授業や研修で使用しやすい内容で、初めて犯罪被害者支援にかかわる方(先生や子どもにかかわる場に携わる方)を主な対象とした解説書をホームページに掲載しています。パネル利用や現物を希望する方はネットワーク事務局(平日10時~16時 03-3811-8315)までご連絡ください。

※この冊子は日本財団預保納付金支援事業により作成しています。



こちらから
ご覧ください



編集後記

次回発行予定日
2023年3月

● 特集 ●
特化条例の意義

■フォーラム2022、秋期全国研修会にたくさんのご参加、ありがとうございました。今年は全体を通して「性犯罪・性暴力被害者の支援」を取り上げました。被害者の人生に、長期にわたり大きな影響が出ることが性犯罪・性暴力被害の特徴として上げられますが、被害者の方が、早期に適切な支援を受けられ、ご自身の人生を安心して健全に送ることができる環境を整えられるよう、支援者側は最新の知識の取得が求められていると感じます。来年も皆様のお役に立てるフォーラム・研修会が開催できるよう、年明けから準備をスタートします。本年も当法人の活動へのご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。(H.T)